

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第99号

高齢者を狙う次々販売に注意！

一度商品やサービスを契約してくれた消費者に、言葉巧みに次々と新たな商品やサービスを契約させる商法を「次々販売」といいます。最近、特に高齢者を狙った次々販売のトラブルに関する相談が寄せられており、注意が必要です。

【県内事例①】

訪問販売で下着を購入したら、持っていたアクセサリーのリフォームを勧められた。言われるがまま次々と契約したが、書面をもらっていないので、どのような内容でいくらの契約になっているかもわからない。よく確認しなかった自分にも落ち度はあると思うが、解約したい。

(70代 女性)

【県内事例②】

独居の母が次々販売の被害に遭っているようだ。耐震工事をきっかけに、同じ業者から床下やシロアリ駆除などの工事を次々と契約していた。母は認知症の症状がみられ、判断能力が十分とはいえないと思う。

(契約当事者 80代 女性)

アドバイス

- 1、 勧誘されても必要なければはっきりと断りましょう。
- 2、 言葉巧みに、あるいは強引に契約を迫られても、その場で契約せずに、家族や周囲の人に相談しましょう。
- 3、 訪問販売や電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフ（8日間）ができます。
- 4、 高齢者の方が、様々な事業者狙われやすいことを認識し、周囲が気を配り、困っていないか時々声をかけてあげましょう。
- 5、 認知症などの症状が見られる場合は、成年後見制度の利用も考えてみましょう。
- 6、 困った時は、消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999